

## 防府市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱

平成30年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市地域おこし協力隊員の任期終了後の市内での定住及び起業を支援するため、予算の範囲内において、防府市地域おこし協力隊起業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地域おこし協力隊の任期終了の日から起算して前1年以内の者又は1年以内の者
- (2) 地域おこし協力隊として2年以上継続して活動した者

(補助金の交付要件)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 市内で起業すること
- (2) 防府市地域おこし協力隊起業支援補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）の提出日から事業実施年度の3月31日まで継続して市内に住所（住民票を含む。）を有していること
- (3) 市税の滞納がないこと
- (4) 同一事業において防府市の他の補助金を受けていないこと
- (5) 事業内容が地域の活性化に資すること

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は起業に要する経費とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設備費、備品費（車両の購入に要する経費を除く。）又は土地・建物賃借費
- (2) 法人登記に要する経費
- (3) 知的財産登録に要する経費

- (4) マーケティングに要する経費
  - (5) 技術指導受入れに要する経費
  - (6) その他市長が特に必要と認めた経費
- (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額の10分の10以内とし、100万円を限度とする。ただし、補助金の額が10万円未満となる場合は、交付しない。

2 前項の規定により算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとし、一の年度内に支出するものに限るものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、防府市地域おこし協力隊起業支援補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第8条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ防府市地域おこし協力隊起業支援補助金変更申請書(第1号様式)を提出し、市長の承認を得なければならない。

- (1) 起業を中止しようとするとき。
- (2) 補助金の額が増額となる変更をしようとするとき。
- (3) 事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。

(補助金の変更決定)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の変更交付を決定し、防府市地域おこし協力隊起業支援補助金変更決定通知書(第3号様式)により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに防府市地域おこし協力隊起業支援補助金完了実績報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第11条 市長は、前条の報告書の提出を受けたときは、これを審査し、又は必要に応じて行う現地調査等により検査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、防府市地域おこし協力隊起業支援補助金確定通知書(第5号様式)により、補助対象者に通知するものとする。

2 補助対象者は、前項の規定による補助金の確定後に防府市地域おこし協力隊起業支援補助金交付請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、交付決定額の範囲内で補助金を概算払いすることができる。

5 補助対象者は、概算払いにより補助金の交付を請求しようとするときは、防府市地域おこし協力隊起業支援補助金概算払請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

6 補助対象者は、概算払いにより補助金の交付を受けた場合であって、概算払いによる補助金の額が確定した補助金の額を超過するときは、その超過部分を市長に直ちに返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 補助金により取得した財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間は処分してはならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助対象者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認められた場合は、その全部又は一部について返還を求めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条、第6条、第8条関係）

防府市地域おこし協力隊起業支援補助金（交付・変更）申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

住所

氏名

（電話番号 \_\_\_\_\_ ）

年度において下記の事業を（実施・変更）したいので、防府市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第6条（第8条）の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 変更・中止理由 （※変更申請の場合に記載）

3 添付書類

- （1）事業計画書（別紙1）
- （2）収支予算書（別紙2）
- （3）誓約書（別紙3）（※交付申請の場合に添付）
- （4）市税の滞納がないことの証明書（※交付申請の場合に添付）
- （5）その他市長が必要と認める書類

※添付書類は全てA4サイズで提出すること。

別紙1

事業計画書

プラン名	
概要	(事業の趣旨・目的、全体計画、実施後の展望を記載)
実施スケジュール	(月単位で記載)
備考	

## 別紙2

## 収支予算書

## (1) 収 入

(単位：円)

項 目	予算額	備 考
合 計		

## (2) 支 出

(単位：円)

項 目	予算額	積算根拠内訳・備考
合 計		

別紙3

誓約書

年 月 日

防府市長 様

住所

氏名

私は、防府市地域おこし協力隊の任期中に防府市地域おこし協力隊起業支援補助金を受けようとする場合は、起業時期や内容等について市担当部署と十分に事前協議・調整を行うこと誓約します。

また、防府市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第3条第2号に規定する交付要件を確認するため、市担当部署が確認に必要な範囲内において住民基本台帳の閲覧を行うこと、さらに、不正な手段等により補助金を受けたことが発覚した場合は、既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還に応じることに同意いたします。

第2号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市地域おこし協力隊起業支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました防府市地域おこし協力隊  
起業支援補助金の交付申請については、防府市地域おこし協力隊起業支  
援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知  
します。

記

補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

※注意点

- 1 この補助金は事業計画書に記載したもの以外に使用しないこと。
- 2 事業完了後、速やかに完了実績報告書を提出すること。
- 3 不正な手段等により補助金を受けた場合には、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。
- 4 事業を変更、中止又は廃止する場合は、必ず市長の承認を受けること。
- 5 事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

第3号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市地域おこし協力隊起業支援補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のありました防府市地域おこし協力隊  
起業支援補助金の変更については、防府市地域おこし協力隊起業支援補  
助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり変更決定したので通知  
します。

記

1 変更内容

2 補助金額の変更

変更前補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

変更後補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

第4号様式（第10条関係）

防府市地域おこし協力隊起業支援補助金完了実績報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

住所

氏名

（電話番号 ）

年 月 日付け 第 号の補助金の（ 交付・変更 ）の決定に基づき、下記のとおり事業を実施しましたので、防府市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第10条の規定により実績を報告します。

記

1 事業の成果 （※要点を端的に記載してください。）

2 添付書類

- （1）決算書
- （2）精算金額が確認できる請求書及び領収書（写し可）
- （3）開業届又は法人登記事項証明書の写し
- （4）その他市長が必要と認める書類

※添付書類は全てA4サイズで提出すること。

## 決算書

### (1) 収 入

(単位：円)

項 目	決算額	備 考
合 計		

### (2) 支 出

(単位：円)

項 目	決算額	備 考
合 計		

※精算金額が確認できる請求書及び領収書と金額が一致すること。

第5号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市地域おこし協力隊起業支援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました防府市地域おこし協力隊起業支援補助金については、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、防府市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第11条第1項の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

第6号様式（第11条関係）

防府市地域おこし協力隊起業支援補助金（交付・概算払）請求書

年 月 日

（宛先）防府市長

住所

氏名

（電話番号）

年 月 日付けで交付決定のありました防府市地域おこし協力隊起業支援補助金について、防府市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第11条第2項（第5項）の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金額	百	十	万	千	百	十	円

※交付請求額または概算請求額を記載。

内容 交付決定額 円  
概算請求額 円（交付請求の場合は受領済みの金額を記載）  
交付請求額 円（概算請求の場合は記載不要）

2 振込先

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合						
	支店・支所・出張所						
口座番号・種別							1:普通 2:当座
（カタカナ） 口座名義							

※補助対象者名義の口座に限ります。